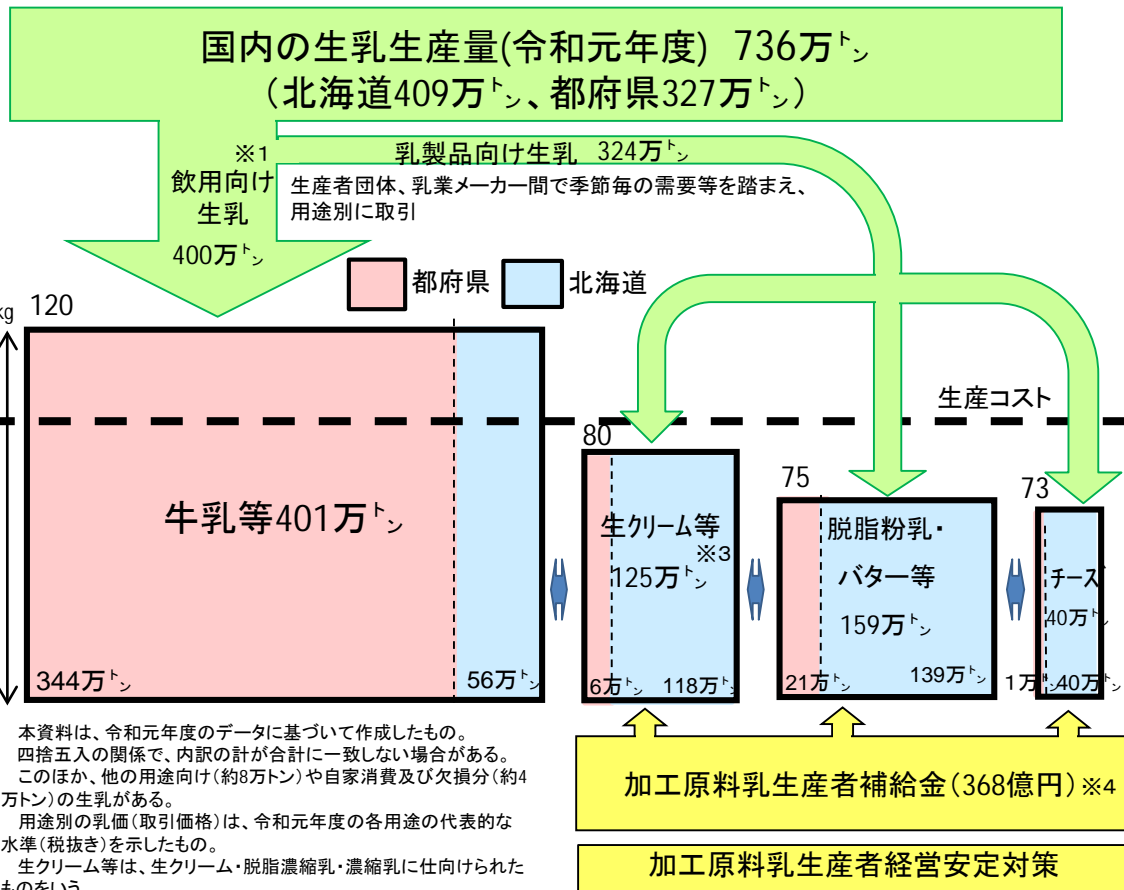


牛乳・乳製品の生産・流通等に関する改革の状況について

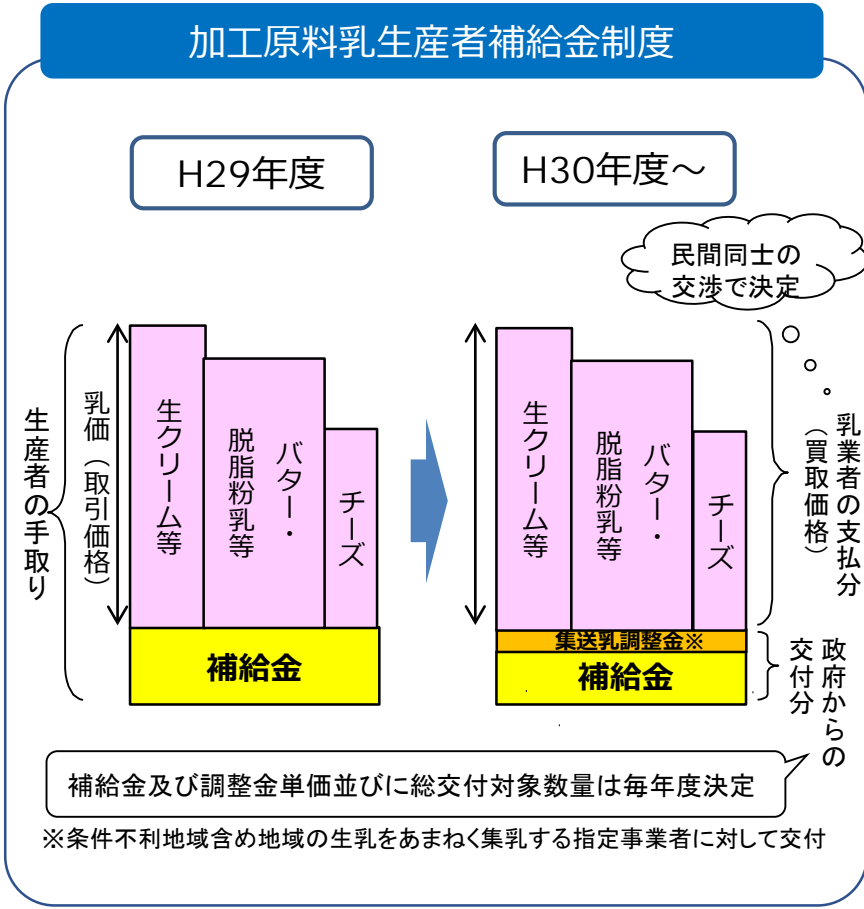
令和 3 年 3 月 19 日
農林水産省

我が国における生乳の需給構造

- 生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、需要に応じ、飲用向けと乳製品向けの仕向けを調整することが不可欠。
- 飲用向け生乳（都府県産中心）は、価格が生産コストを上回っているものの、乳製品向け生乳（北海道産中心）は、価格が生産コストを下回っていることから、補給金を交付することにより乳製品の生産を誘導することにより飲用と乳製品向けの生乳量を調整し、生乳需給全体の安定を図っている。

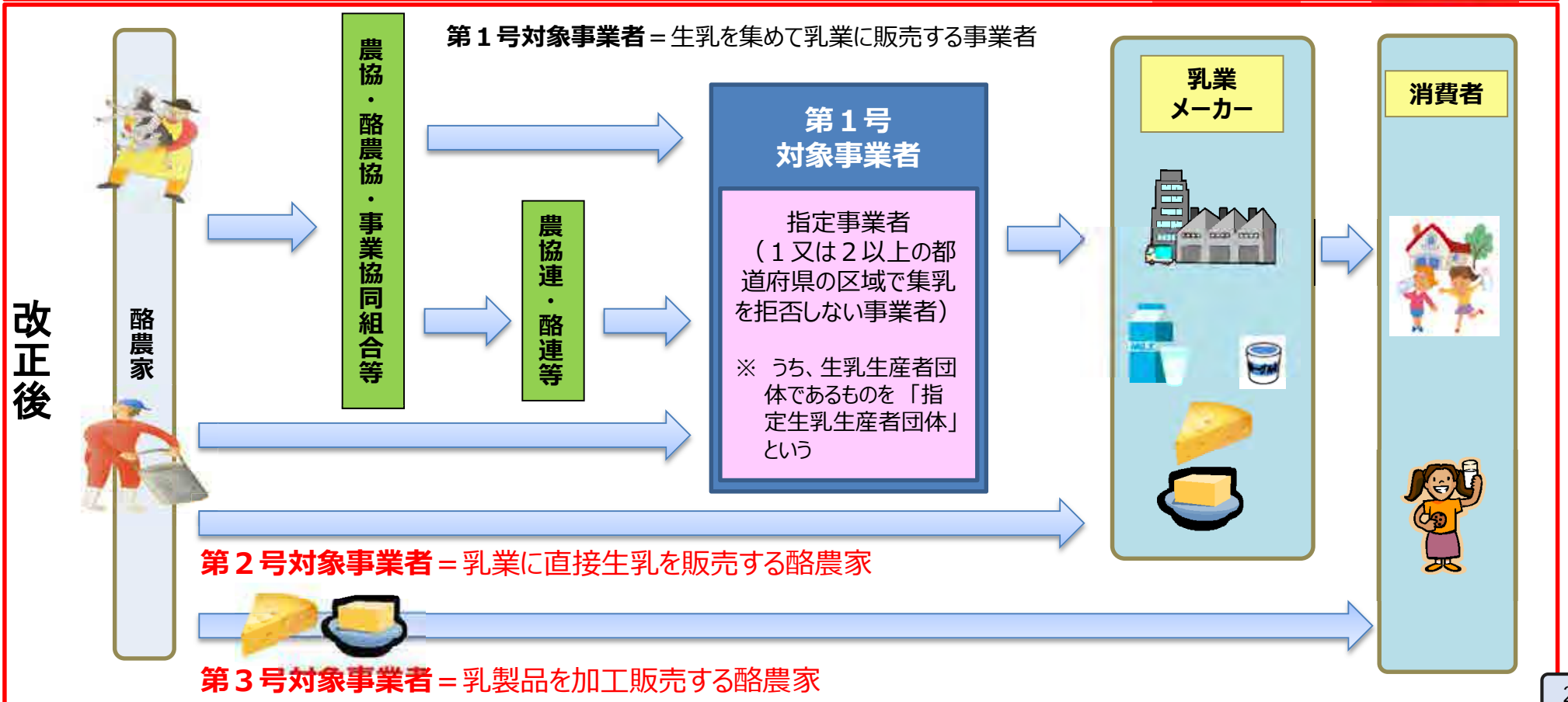
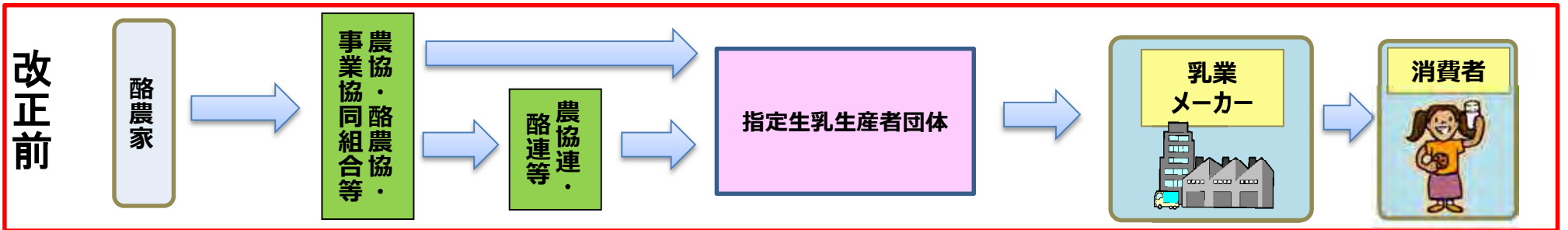


※ 本資料は、令和元年度のデータに基づいて作成したものである。
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計に一致しない場合がある。
 ※1 このほか、他の用途向け(約8万トン)や自家消費及び欠損分(約4万トン)の生乳がある。
 ※2 用途別の乳価(取引価格)は、令和元年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したものである。
 ※3 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
 ※4 対策の金額は、令和元年度予算額(所要額)。



改正後の畜産経営安定法における生乳流通

- 酪農家が創意工夫を生かせる環境を整備するため、指定団体を経由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも、生産者補給金を交付。
- 条件不利地域における集送乳が、今後も安定的かつ確実に行われるよう、集乳を拒まない対象事業者を指定（指定事業者）し、集送乳調整金を交付。



各対象事業者数、指定事業者の指定の状況

○令和2年度の各対象事業者の数

※赤枠は、新たに生産者補給金等の交付を受けることとなった者

① 第1号対象事業者
(生乳を集めて乳業に販売する事業者)
: 13事業者

② 第2号対象事業者
(乳業に直接生乳を販売する酪農家)
: 52事業者

③ 第3号対象事業者
(乳製品を加工販売する酪農家)
: 27事業者

○第1号対象事業者

事業者名
ホクレン
サツラク
カネカ食品株式会社
株式会社MMJ
東北生乳販連
関東生乳販連
北陸酪連
東海酪連
近畿生乳販連
中国生乳販連
四国生乳販連
九州生乳販連
沖縄県酪

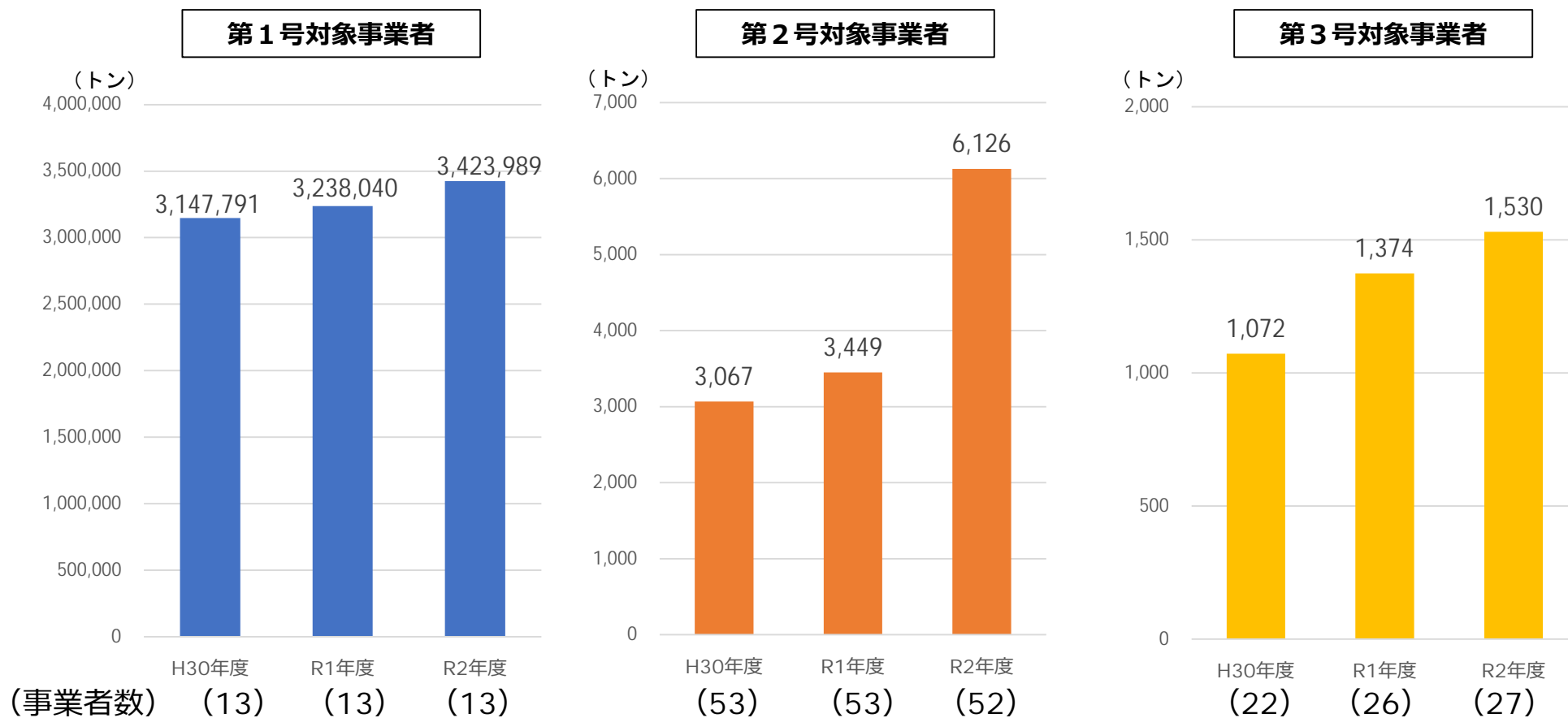
○指定事業者の指定

事業者名	指定に係る地域
ホクレン	北海道
東北生乳販連	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東生乳販連	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
北陸酪連	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海酪連	長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿生乳販連	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国生乳販連	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国生乳販連	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州生乳販連	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄県酪	沖縄県

各対象事業者への交付実績の推移

- ・ 制度改正以降、補給金の交付実績乳量は増加傾向にある。
- ・ 第2号対象事業者は、事業者数は大きく変化していないものの、交付実績乳量は制度改正3年目で約2倍に増加。
- ・ 第3号対象事業者は、事業者数、交付実績乳量ともに着実に増加。

○ 加工原料乳生産者補給金の対象数量※

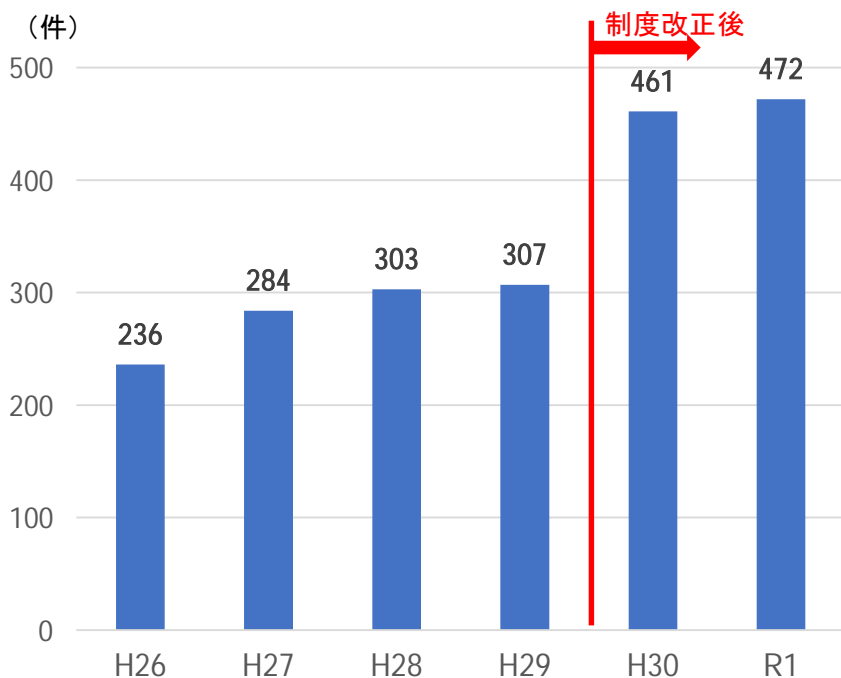


※ H30年度、R1年度は実績。R2年度については、交付予定数量。

酪農家による6次産業化の取組状況

- 酪農家による6次産業化の取組は、制度改正前から少しずつ広がっていたものの、制度改正により取組件数が大幅に増加。
- 6次産業化の取組により製造される品目は、チーズが最も多い。
- 地域の特色を活かした国産ナチュラルチーズの生産は全国各地で増えており、チーズ工房の数も増加。令和元年度は、323工房のうち、約半数が酪農家の工房。

酪農家による6次産業化の取組状況

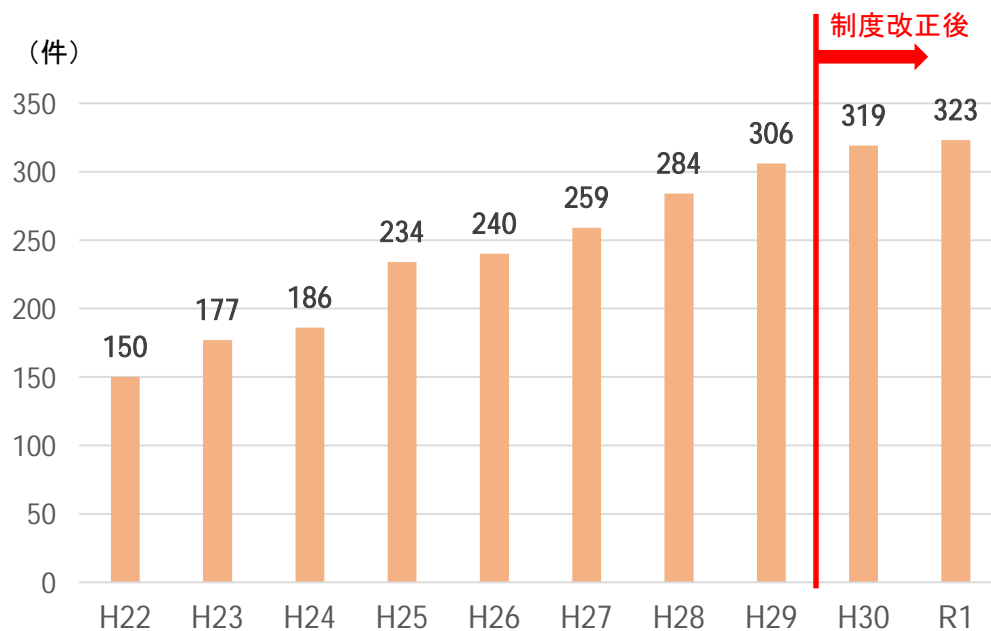


主な製造品目

チーズ、アイスクリーム、牛乳、ソフトクリーム、ジェラート、ヨーグルト

資料：平成29年まで (一社)中央酪農会議調べ
平成30年以降 牛乳乳製品課調べ

チーズ工房数の推移



モッツアレラチーズ



ゴーダチーズ

- 約半数が酪農家による6次産業化の取組
- モッツアレラチーズやゴーダチーズの製造に取り組む酪農家が多い

制度改正後、拡大した取組事例①

○第1号対象事業者の事例

カネカ食品株式会社（東京都新宿区）

- ・化成品、食品等、多彩な事業を展開する(株)カネカの関連企業
- ・平成30年4月より、生乳販売事業を開始し、乳製品事業に参入
- ・離農の拡大、人口減・高齢化社会等による飲用需要の減少など酪農を取り巻く環境が厳しさを増す中、酪農から乳製品の生産・販売まで一貫した新たなビジネスモデルを構築し、社会課題を解決するソリューション提供を目指している。
- ・制度改正により、飲用向けだけでなくバター等の乳製品向けの生乳販売に繋がり、消費者ニーズに合わせた幅広い商品ラインナップに貢献。これにより、取引を行う酪農家の経営安定にも寄与。

〈生乳買取量〉

平成30年度（実績）	3,596ト
令和元年度（実績）	4,977ト
令和2年度（4-1月）	5,087ト

〈商品〉

牛乳、カフェオレ、バター（特定の酪農家の生乳を使用した高付加価値の発酵バター）、ヨーグルト

〈今後の展望〉

- ・持続可能な酪農の推進として、有機酪農の展開へとつながる国内有機乳製品市場の拡大に取り組みたい。



○第2号対象事業者の事例

新利根協同農学塾農場（茨城県稲敷市）

- ・牧場敷地内にチーズ工房（新利根チーズ工房）を誘致し、生乳を販売（チーズ工房は平成29年12月から）
- ・放牧酪農（平成28年11月に放牧畜産実践農場に認証）
- ・農家による6次産業化以外の形で生乳の個性を発信する方法として、第三者事業者の誘致による乳製品加工を展開。

〈生乳販売量〉

平成30年度（実績）	4.55ト
令和元年度（実績）	5.15ト
令和2年度（見込み）	6.93ト

【飼養頭数：41頭】

〈今後の展望〉

- ・今後も誘致者数の増加を図るために補給金を活用したい。
- ・自身は本業の酪農で農地保全、過疎化の抑制に取り組みながら、地域資源である生乳を生かした新しい産物や観光等に取り組む事業者と協力したい。



○第3号対象事業者の事例

株式会社町村農場（北海道江別市）

- ・牛乳製品製造・販売、飼料生産にも取り組む「酪農-乳業一貫経営」
- ・牧場が都市近郊に位置し、乳製品の付加価値を高める柔軟な投資が重要であるところ、補給金により設備投資の負担が軽減。
- ・制度改正2年目の令和元年度は、経常利益が対前年約25%増加。

〈生乳生産量〉

平成30年度（実績）	2,043ト>（うち自社使用1,222ト>（60%））
令和元年度（実績）	1,964ト>（同上1,232ト>（63%））
令和2年度（見込み）	2,000ト>（同上1,100ト>（55%））

【飼養頭数：360頭】

〈商品〉

飲用乳、バター、チーズ、ヨーグルト、アイスクリーム等

※直営店9店、その他百貨店、スーパー卸、輸出（シンガポール、台湾、香港、タイ）で販売

〈今後の展望等〉

- ・引き続き、自家産生乳の自社工場での製品化率の向上を目指したい。
- ・補給金制度は、食料生産・食品加工の領域において、環境面や安全面などに対応するための費用負担の軽減にもつながる。



○第3号対象事業者の事例

有限会社那須高原今牧場（栃木県那須郡）

- ・自家産生乳を使ったチーズ製造に取り組む酪農経営（平成29年にチーズ工房オープン）。
- ・自家製チーズは、国内外のコンテストでの受賞、国際線ファーストクラス機内食への採用、TVや雑誌等でも数多く取り上げられる。
- ・補給金の交付をきっかけに生乳生産の衛生意識の向上につながり、農場HACCPを取得。飼養管理の向上にかかる経費にも補給金を活用。
- ・加工部門の高品質化に伴い販路の開拓が進み、制度改正2年目の令和元年度の収益は対前年19%増加。
- ・制度改正により、酪農家の自由度が増し、オリジナルのブランドが出来た事で生産意欲の向上、所得の向上へとつながった。

〈生乳生産量〉

平成30年度（実績）	1,340ト>（うち自社使用61ト>（4.6%））
令和元年度（実績）	1,193ト>（同上65ト>（5.4%））
令和2年度（見込み）	1,795ト>（同上73ト>（4.1%））

〈商品〉 チーズ

※直営店、ネット販売等で販売

〈今後の展望〉

- ・より一層安心安全な乳の生産に努め、チーズ加工においてもより一層品質を高め、ヨーロッパから入ってくるチーズに対抗できるよう、しっかりと力をつけて経営していきたい。



制度改正後、拡大した取組事例③

○第3号対象事業者の事例

有限会社ダイワファーム（宮崎県小林市）

- ・ホルスタインとブラウンスイスを飼育し、自家産生乳から乳製品の製造・販売を行う酪農経営
- ・補給金を活用し、製造した乳製品を東京等の大消費地への流通を増やすことにより収益が増加（制度改正前と比べ収益は対前年5%増加）。

〈生乳生産量〉

平成30年度（実績） 117ト（うち自社使用86ト（74%））

令和元年度（実績） 148ト（同上75ト（51%））

令和2年度（見込み） 148ト（同上70ト（47%））

〈商品〉 チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト、ソフトクリーム等

※直営店、ネット販売で販売

〈今後の展望〉

- ・後継者も就農し、経営規模拡大の計画もあり、今後も品質の良い乳製品を安定的に製造・販売していきたい。



○第3号対象事業者の事例

有限会社ナカシマファーム（佐賀県嬉野市）

- ・自給飼料で生産した自家産生乳から乳製品の製造・販売を行う酪農経営
- ・乳製品の加工（チーズ製造）を伸ばすために補給金を活用。具体的には、製造効率を上げるための製造機器の購入やブランディングのためのパッケージデザインの開発に活用。
- ・この結果、制度改正前と比べてチーズの売上は2倍に増加。
- ・制度改正により酪農家が6次化を選択しやすくなった。

〈生乳生産量〉

平成30年度（実績） 536.7ト（うち自社使用40.3ト（7.5%））

令和元年度（実績） 431.7ト（同上42.2ト（9.8%））

令和2年度（見込み） 440.0ト（同上58ト（13%））

【飼養頭数：90頭】

〈商品〉 チーズ

※直営店、ネット販売等で販売

〈今後の展望〉

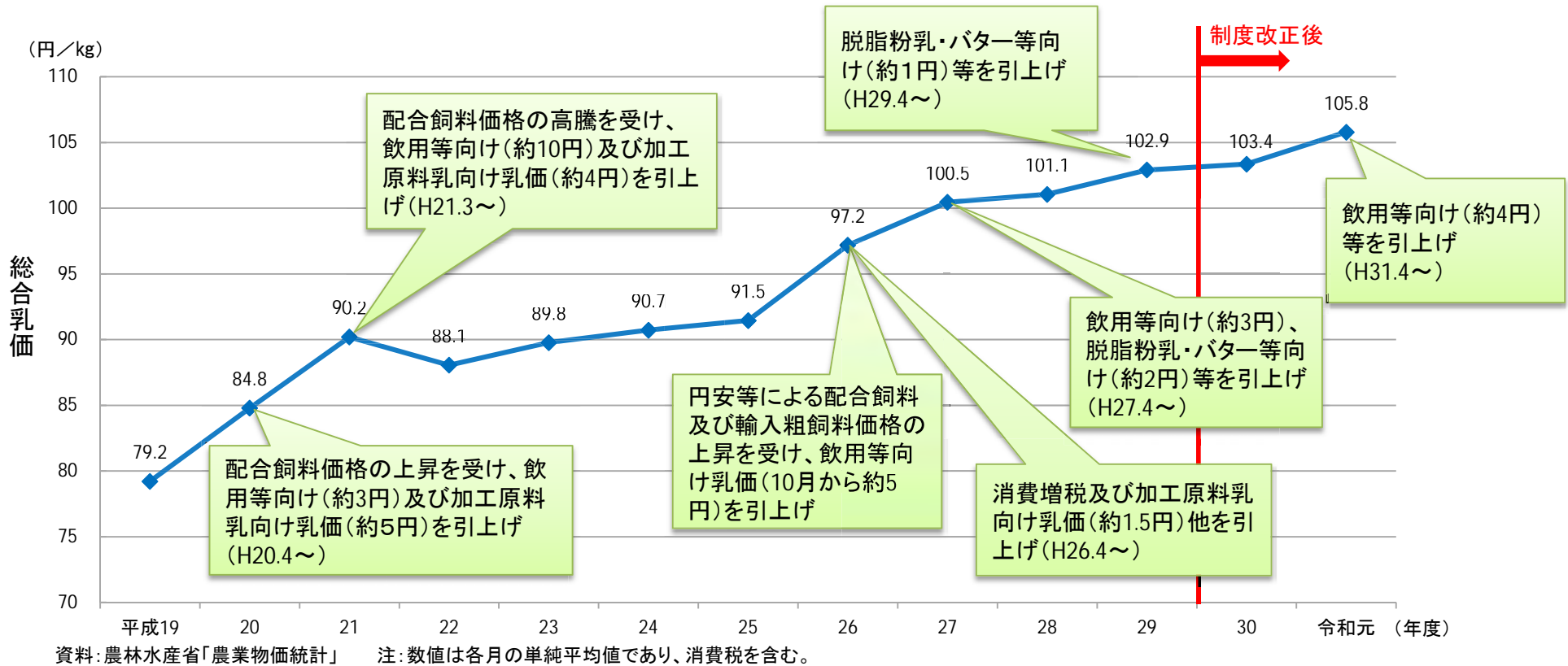
- ・世界に誇れるチーズ作りをし、地域の産業として雇用を生み出すことや、農業・酪農の維持・発展につなげていきたい。



総合乳価の推移

- 制度改正により、生産者が出荷先を自由に選べる環境となったことが、生産者団体等による乳業メーカーとの乳価交渉の努力をより一層促進。
- 制度改正後、令和元年度には、飲用牛乳等向けの生乳取引価格が引き上げられ、総合乳価が上昇。

総合乳価(全国)の推移



総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したものの。

(参考) 制度改正に伴う契約上の問題

- ・ 生乳取引は、生乳需給が季節的に変動する特性を考慮して、年間を通じて安定した取引が行われるよう、商習慣としては、年間契約を基本としている。
- ・ 制度改正により、酪農家の出荷先の選択肢が拡大したが、あまねく地域から集乳を行うことが義務づけられている指定事業者と取引する酪農家に対しては、場当たりの取引を防止するため、指定事業者は、正当な理由に該当する場合には、契約を拒否できることとしている。
- ・ しかしながら、一部の酪農家で、契約内容に反して、年度途中で出荷先の変更の申出がなされるなど、ルール違反の事例が発生。
- ・ 制度改正当初はルール違反が散見されたが、ルール違反の数は減少しており、新たな制度の理解は着実に浸透している。

指定事業者が契約を拒否できる正当な理由 (主要なものの抜粋)

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1 生乳の取引数量が季節変動を超えて増減 | 4 乳質が統一的に定める基準に不適合 |
| 2 短期間だけの生乳取引の申出 | 5 合意することなく約定の取引数量から大幅に増減 |
| 3 特定の用途への生乳販売を条件付けた申出 | 6 虚偽・不正などの申出 |

契約違反の事例	指定事業者が 契約を拒否できる事由への該当	申出の数		
		H30	H31 R1	R2
年度途中で、指定団体に全量出荷する年度単位の契約内容に反して、生乳の全量について、指定団体以外への出荷変更を希望。	・季節変動を超えた増減	11	6 (うち1件は協議の結果、取り下げ)	0
年度途中で、年度単位の契約内容に反して、指定団体と指定団体以外に分けた出荷を希望。(一定期間、出荷開始希望日以降等)	・合意することなく約定の数量から大幅に増減	7 (うち1件は協議の結果、取り下げ)	7 (うち2件は協議の結果、取り下げ)	1
年度途中で、指定団体と指定団体以外に分けた年度単位の契約内容に反して、出荷数量が増減。	・虚偽	1	0	2
年度途中で、指定団体以外に全量出荷する年度単位の契約内容に反して、生乳の全量について、指定団体への出荷変更を希望。	・季節変動を超えた増減	3	3	0
合計		22	16	3

「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」

- ・ 第1、2、3号対象事業者に対して周知するとともにHPで公表
- ・ 制度改正の趣旨と契約遵守の重要性を説明
- ・ 具体的なルール違反の事例を解説
- ・ 畜産経営安定法施行規則第19条で規定する指定事業者が生乳取引を拒否できる正当な理由を解説

生乳取引に関しては、生産者の皆様が不公平感を感じないよう、また、場当たりの取引を認めないよう、ルール(p3参照)が定められています。

消費者への安定的な牛乳乳製品の供給の基盤となる、指定事業者による安定的な集送乳の実現には、契約に基づく年間を通じた安定した生乳取引が重要です

しかし



取引契約の期中での不履行のような場当たりの対応(契約違反)



ルールに反する「いいとこどり」



飲用需要が下がる冬場のみ出荷するといった不公平感を生じさせる取引(不公平な取引)

すると



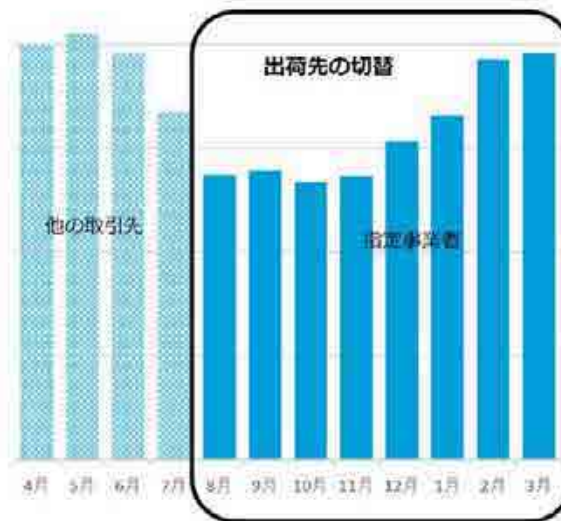
「契約違反」や「不公平な取引」は「指定事業者が取引を拒否できる正当な理由」に該当し、指定事業者から出荷を拒否される可能性があります。

注意！
Caution!

- 契約は、両者の合意に基づき成立するものです。
- 契約は、両取引の基本となるもので、契約当事者双方が遵守する義務があります。契約締結の際は内容の事前説明を求め、よく確認して、不明点がないようにしましょう。
- 契約期間途中(年度途中)の契約違反・不履行は、取引先の不利益となり、契約に基づく違約金が発生する等、目下の不利益になる可能性があります。
- 酪農家の創意工夫を活かせるよう、出荷先の選択が拡大されましたが、年度途中で出荷先や出荷量を変更することは契約違反にあたるだけでなく、制度趣旨にも反します。

事例6

1年を通して他の取引先に出荷する契約だが、他の取引先が思ったより良くなかったため、8月から指定事業者に出荷したい



解説 年度途中から指定事業者に出荷するもので、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

NG1

季節変動を超えた増減

畜産経営安定法施行規則第19条第1号

(参考) 乳用牛飼養戸数・飼養頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、毎年、年率4%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、年率2%程度の減少傾向で推移していたが、平成30年に16年ぶりに増加に転じ、平成31年も2年連続で増加。令和2年も増加(+13千頭)。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は上昇傾向。

区分 / 年		平成24	25	26	27	28	29	30	31	31参考値 ※注2	令和2 ※注3
乳用牛飼養戸数(千戸)		20.1	19.4	18.6	17.7	17.0	16.4	15.7	15.0	14.9	14.4
(対前年増減率)(%)		(▲4.3)	(▲3.5)	(▲4.1)	(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	—	(▲3.4)
うち成畜50頭以上層(千戸)		7.0	6.9	6.8	6.4	6.5	6.4	6.2	5.9	5.9	5.8
戸数シェア(%)		(34.9)	(35.9)	(37.3)	(36.9)	(38.9)	(39.6)	(40.3)	(39.7)	(39.8)	(40.2)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,449	1,423	1,395	1,371	1,345	1,323	1,328	1,332	1,339	1,352
(対前年増減率)(%)		(▲1.2)	(▲1.8)	(▲2.0)	(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	—	(1.0)
うち 経産牛頭数(千頭)		943	923	893	870	871	852	847	839	841	839
うち 未經産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)		506	500	501	502	474	471	481	492	499	513
うち成畜50頭以上層(千頭)		980	944	948	940	949	934	961	962	981	999
頭数シェア(%)		(68.9)	(67.8)	(69.7)	(70.4)	(72.5)	(72.6)	(74.3)	(74.4)	(73.3)	(73.9)
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全国	46.9	47.6	48.0	49.1	51.2	52.0	54.0	55.9	56.4	58.3
	北海道	68.1	68.1	68.2	68.8	72.6	72.8	75.2	77.8	76.0	78.7
	都府県	34.9	35.9	36.2	37.2	38.1	38.9	40.4	41.3	43.3	44.5
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全国	8,154	8,198	8,316	8,511	8,522	8,581	8,636	<8767>※注4		
	北海道	8,017	8,056	8,218	8,407	8,394	8,517	8,568	<8945>		

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

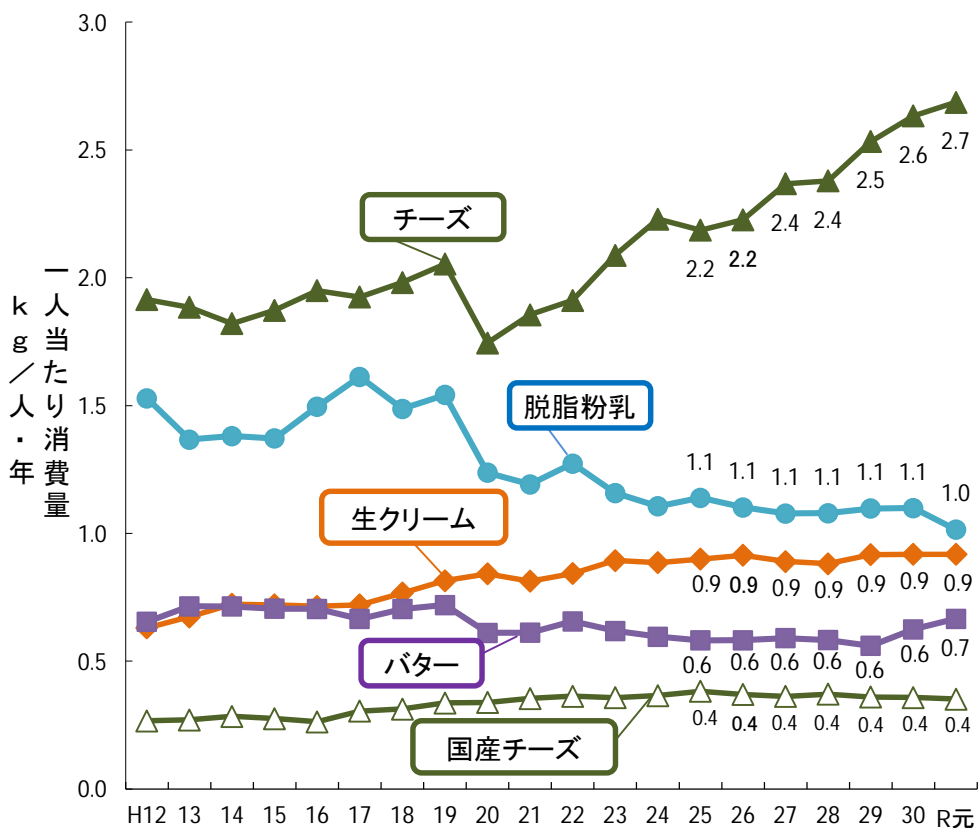
3：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

4：経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

(参考) 乳製品需給の推移

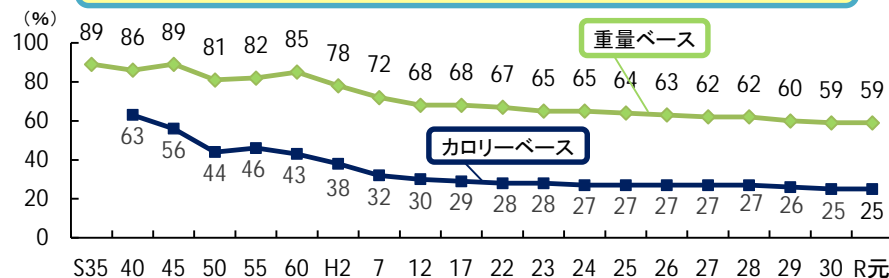
- 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- 牛乳・乳製品の自給率は、需要が堅調である一方、生乳生産量が減少傾向で推移していることから、低下傾向で推移。
- 特に、消費が伸びているチーズは、国内生産が横ばいで推移していることから、輸入量は増加傾向で推移。

乳製品の1人当たり消費量の推移



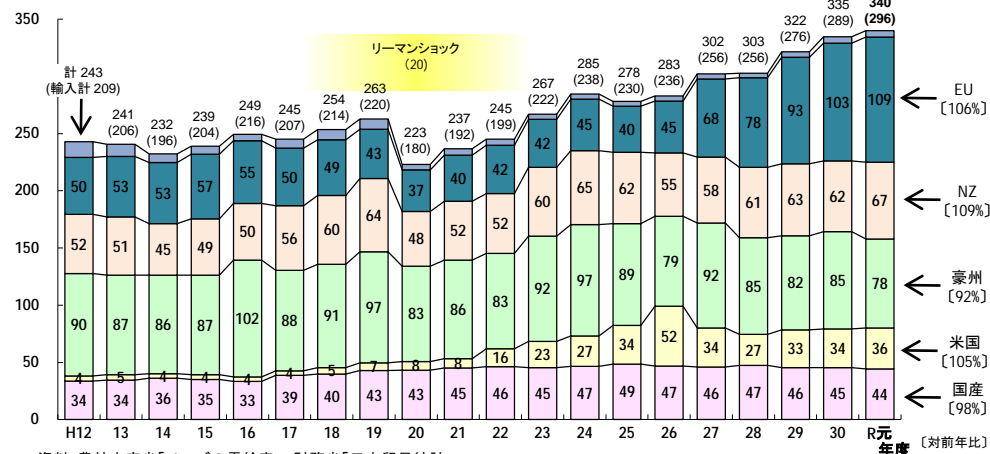
資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」
 注1：1人当たり消費量＝(生産量＋輸入量－在庫増減－輸出量)÷各年10月1日時点の総人口(国勢調査年以外は推定)
 注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、令和元年度は概算値。

チーズの需給の推移



資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」
 注：国産は、「チーズの需給表」のプロセステーズ原料用ナチュラルチーズ及び直接消費用ナチュラルチーズの生産量の合計
 輸入は、財務省貿易統計のチーズの国別輸入量

農林水産WGから提示されたヒアリング事項

ヒアリング事項：制度見直しによる交付対象事業者やその他の事業者別の販売生乳数量、用途別の加工原料乳生産数量及びその他向け生産数量の変化について①

【販売生乳数量の推移】

(単位：トン)

事業者		H29年度	H30年度		R1年度	
		販売生乳数量	販売生乳数量	対前年比	販売生乳数量	対前年比
第1号 対象事業者	ホクレン	3,799,870	3,831,819	101%	3,928,726	103%
	サツラク	—	40,547	—	40,454	100%
	カネカ食品（株）	—	3,596	—	4,977	138%
	（株）MMJ	—	71,566	—	89,347	125%
	東北生乳販連	526,860	519,994	99%	507,238	98%
	関東生乳販連	1,085,132	1,062,105	98%	1,033,888	97%
	北陸酪連	79,957	76,040	95%	72,815	96%
	東海酪連	355,520	342,335	96%	328,622	96%
	近畿生乳販連	154,623	146,683	95%	143,272	98%
	中国生乳販連	270,304	270,496	100%	273,125	101%
	四国生乳販連	112,987	109,020	96%	106,697	98%
	九州生乳販連	598,540	600,917	100%	590,881	98%
	沖縄県酪	20,086	21,129	105%	20,591	97%
第2号対象事業者合計※		—	33,129	—	34,667	105%
第3号対象事業者合計※		—	3,104	—	3,744	121%
交付対象事業者合計		7,003,880	7,132,479	102%	7,179,042	101%
上記以外の事業者（推計）		286,578	149,776	52%	183,329	122%
合計		7,290,458	7,282,255	100%	7,362,371	101%

※第2号対象事業者の事業者数【H30年度】53事業者【R1年度】53事業者 第3号対象事業者の事業者数【H30年度】22事業者【R1年度】26事業者
資料：【合計】農林水産省「牛乳乳製品統計」、【第1号～第3号対象事業者の数値】(独)農畜産業振興機構「交付対象事業者別の販売生乳数量等」
「上記以外の事業者」は、「合計」と第1号～第3号対象事業者の合計値との差とした。

ヒアリング事項：制度見直しによる交付対象事業者やその他の事業者別の販売生乳数量、用途別の加工原料乳生産数量及びその他向け生産数量の変化について②

【用途別の加工原料乳生産数量の推移】

(単位：トン)

事業者	H29年度				H30年度					R1年度					
	脱脂粉乳・バター等向け	チーズ向け	液状乳製品向け	合計	脱脂粉乳・バター等向け	チーズ向け	液状乳製品向け	合計	対前年比	脱脂粉乳・バター等向け	チーズ向け	液状乳製品向け	合計	対前年比	
第1号対象事業者	ホクレン	1,289,824	408,401	1,185,693	2,883,918	1,278,674	395,012	1,195,565	2,869,251	99%	1,384,620	396,113	1,178,297	2,959,030	103%
	サツラク	—	—	—	—	270	0	5,568	5,838	—	252	0	6,010	6,262	107%
	カネカ食品(株)	—	—	—	—	330	0	0	330	—	786	0	0	786	238%
	(株) MMJ	—	—	—	—	4,313	0	329	4,642	—	2,570	0	318	2,888	62%
	東北生乳販連	42,207	2,532	8,481	53,220	41,738	2,135	8,375	52,248	98%	43,939	1,915	7,834	53,689	103%
	関東生乳販連	86,248	727	18,586	105,562	78,410	769	16,878	96,057	91%	76,976	773	14,850	92,599	96%
	北陸酪連	688	68	530	1,286	487	73	380	941	73%	939	73	341	1,353	144%
	東海酪連	12,449	1,640	964	15,053	11,903	1,488	973	14,363	95%	13,124	1,438	777	15,339	107%
	近畿生乳販連	555	18	1,099	1,673	578	15	516	1,109	66%	454	15	508	977	88%
	中国生乳販連	7,679	396	4,758	12,832	7,947	391	4,042	12,380	96%	9,392	388	3,838	13,618	110%
	四国生乳販連	72	61	1,626	1,759	63	71	1,459	1,593	91%	357	71	1,130	1,558	98%
	九州生乳販連	60,089	1,181	31,814	93,083	58,691	1,159	29,189	89,039	96%	59,608	1,153	29,019	89,780	101%
沖縄県酪	16	0	0	16	0	0	0	0	0%	163	0	0	163	—	
第2号対象事業者合計※	—	—	—	—	620	262	2,185	3,067	—	859	233	2,357	3,449	112%	
第3号対象事業者合計※	—	—	—	—	231	820	22	1,072	—	351	998	25	1,374	128%	
交付対象事業者合計	1,499,827	415,024	1,253,551	3,168,402	1,484,254	402,194	1,265,481	3,151,930	99%	1,594,388	403,171	1,245,305	3,242,863	103%	
上記以外の事業者(推計)	11,925	22,759	54,861	89,545	12,651	20,940	45,620	79,210	88%	42,229	21,102	14,573	77,905	98%	
合計	1,511,752	437,783	1,308,412	3,257,947	1,496,905	423,134	1,311,101	3,231,140	99%	1,636,617	424,273	1,259,878	3,320,768	103%	

※第2号対象事業者の事業者数【H30年度】53事業者【R1年度】53事業者 第3号対象事業者の事業者数【H30年度】22事業者【R1年度】26事業者
資料：【合計】農林水産省「牛乳乳製品統計」、【第1号～第3号対象事業者の数値】(独)農畜産業振興機構「交付対象事業者別の販売生乳数量等」
「上記以外の事業者」は、「合計」と第1号～第3号対象事業者の合計値との差とした。

ヒアリング事項：制度見直しによる交付対象事業者やその他の事業者別の販売生乳数量、用途別の加工原料乳生産数量及びその他向け生産数量の変化について③

【その他向けの生産数量の推移】

(単位：トン)

事業者		H29年度	H30年度		R1年度	
		その他向け	その他向け	対前年比	その他向け	対前年比
第1号対象事業者	ホクレン	915,953	962,568	105%	969,696	101%
	サツラク	—	34,709	—	34,192	99%
	カネカ食品(株)	—	3,266	—	4,191	128%
	(株)MMJ	—	66,924	—	86,459	129%
	東北生乳販連	473,640	467,747	99%	453,549	97%
	関東生乳販連	979,570	966,048	99%	941,289	97%
	北陸酪連	78,671	75,099	95%	71,462	95%
	東海酪連	340,467	327,971	96%	313,283	96%
	近畿生乳販連	152,950	145,574	95%	142,295	98%
	中国生乳販連	257,472	258,116	100%	259,507	101%
	四国生乳販連	111,228	107,427	97%	105,139	98%
	九州生乳販連	505,457	511,878	101%	501,101	98%
	沖縄県酪	20,070	21,129	105%	20,428	97%
第2号対象事業者合計※		—	30,062	—	31,218	104%
第3号対象事業者合計※		—	2,031	—	2,370	117%
交付対象事業者合計		3,835,478	3,980,549	104%	3,936,179	99%
上記以外の事業者(推計)		197,033	70,566	36%	105,424	149%
合計		4,032,511	4,051,115	100%	4,041,603	100%

※第2号対象事業者の事業者数【H30年度】53事業者【R1年度】53事業者 第3号対象事業者の事業者数【H30年度】22事業者【R1年度】26事業者
 資料：【合計】農林水産省「牛乳乳製品統計」、【第1号～第3号対象事業者の数値】(独)農畜産業振興機構「交付対象事業者別の販売生乳数量等」
 「上記以外の事業者」は、「合計」と第1号～第3号対象事業者の合計値との差とした。

ヒアリング事項：生産者補給交付金等の額の変化について

(単位：千円)

事業者		H29年度	H30年度		R1年度	
				対前年比		対前年比
第1号対象事業者	ホクレン	30,454,170	30,586,215	100%	31,957,519	104%
	サツラク	—	48,048	—	52,035	108%
	カネカ食品(株)	—	2,715	—	6,529	240%
	(株)MMJ	—	38,206	—	23,998	63%
	東北生乳販連	562,001	556,959	99%	579,837	104%
	関東生乳販連	1,114,735	1,023,967	92%	1,000,074	98%
	北陸酪連	13,582	10,028	74%	14,610	146%
	東海酪連	158,962	153,113	96%	165,657	108%
	近畿生乳販連	17,668	11,819	67%	10,550	89%
	中国生乳販連	135,509	131,973	97%	147,078	111%
	四国生乳販連	18,574	16,981	91%	16,823	99%
	九州生乳販連	982,956	949,157	97%	969,623	102%
	沖縄県酪	172	0	0%	1,765	—
第2号対象事業者合計※		—	25,240	—	28,659	114%
第3号対象事業者合計※		—	8,797	—	11,391	129%
合計		33,458,329	33,563,217	100%	34,986,148	104%

資料：(独)農畜産業振興機構「加工原料乳生産者補給交付金の交付状況」

注：第1号対象事業者のうち指定事業者については、補給交付金等額と集送乳調整金額の合計値(平成30年度、令和元年度)

(指定事業者：ホクレン、東北生乳販連、関東生乳販連、北陸酪連、東海酪連、近畿生乳販連、中国生乳販連、四国生乳販連、九州生乳販連、沖縄県酪)

※第2号対象事業者の事業者数【H30年度】53事業者【R1年度】53事業者 第3号対象事業者の事業者数【H30年度】22事業者【R1年度】26事業者

ヒアリング事項：年間販売計画による飲用向けと乳製品向けの調整の実態について

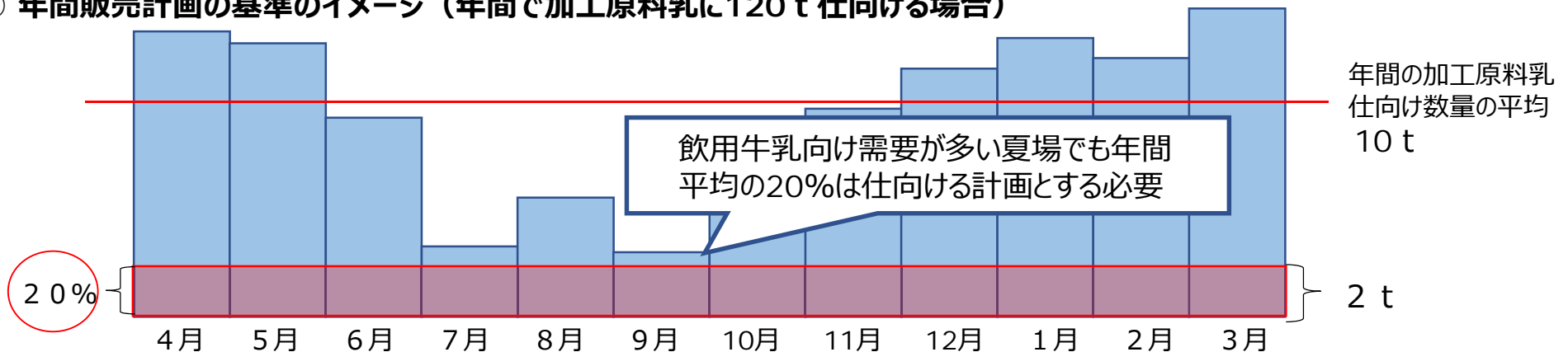
- ・ 飲用牛乳向けと乳製品向けの生乳の需給調整の実効性を担保するため、交付対象事業者に対して、毎年度、年間販売計画の提出を求め、一定の基準を満たした場合に農林水産大臣が交付対象数量を通知する旨を法律で規定。
- ・ 年間販売計画の基準は、以下のとおり。
 - ①年間販売計画と乳業者との契約書に齟齬がないこと
 - ②年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引であること（加工原料乳への仕向け予定数量が最も少ない月であっても、年間の加工原料乳仕向け予定総数量を月平均（12等分）した数量の概ね2割が加工原料乳に仕向けられていること）等
 - ※飲用需要が落ち込む冬場に、長期保存できる乳製品の製造を極端に集中させるような計画を認めると、乳業工場の処理能力が追い付かず、生乳廃棄が生じるおそれがあるため、年間を通じて乳製品製造を一定程度平準化する必要。
- ・ また、交付対象事業者に対して、事業の実績報告を求め（販売数量は四半期毎）、年間販売計画から大幅に乖離する場合（2割以上が目安）には、その理由を求め、必要に応じて残期間の交付対象数量の追加または削減といった調整を行っている。

○ 規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）（該当部分抜粋）

②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	加工原料乳生産者補給金制度の改革	a 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定生乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所要の改正法案を提出する。 b 上記の制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、 年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする こと、部分委託の場合当たりのな利用を認めないルールとすること等に留意する。	a:措置済み b:平成29年度措置	農林水産省

○ 年間販売計画の基準のイメージ（年間で加工原料乳に120 t 仕向ける場合）

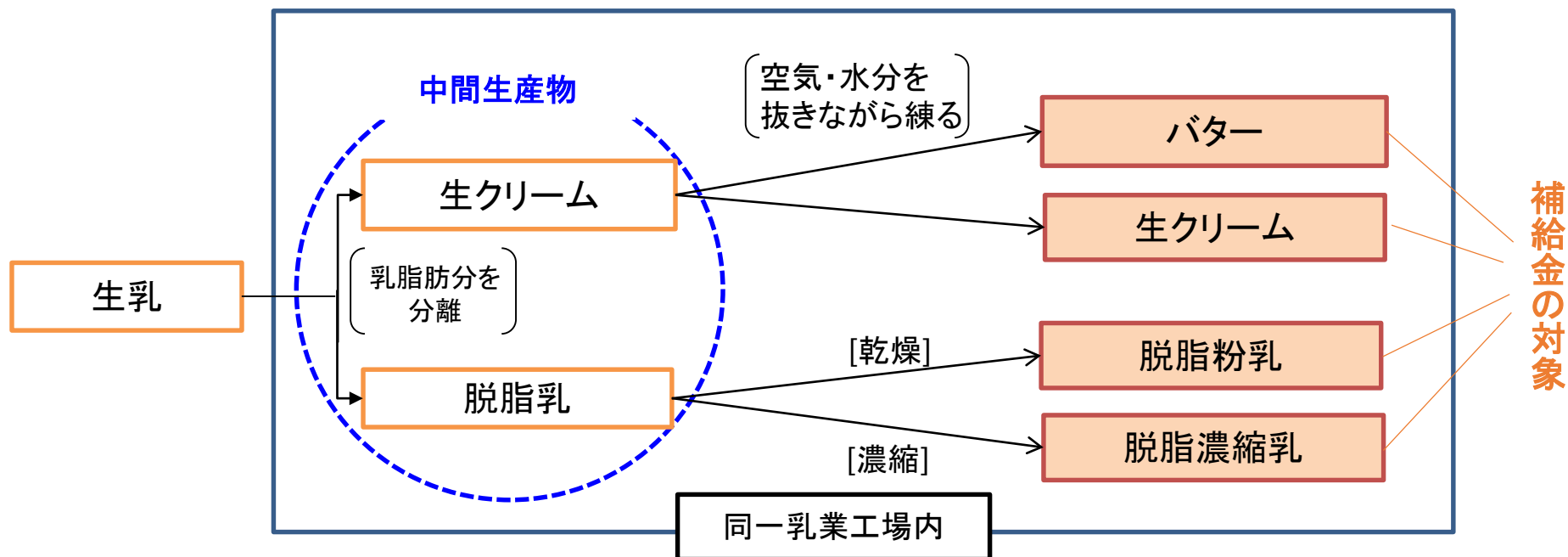


ヒアリング事項：加工原料乳の数量認定の考え方について①

- ・ 乳業工場に搬入された生乳は、毎月、牛乳乳製品の製造実績をもとに、特定乳製品の製造に仕向けられたものについて、加工原料乳として認定される。
- ・ 乳製品の製造過程で生産されるものの、製品として工場から出荷されず、他の乳製品の原材料として使用される、生クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳、脱脂乳、部分脱脂乳は、認定上、「中間生産物」と定義。
- ・ 加工原料乳の数量の認定は、原則、乳業工場単位で、中間生産物ではなく、最終製品で認定する。
(例：生乳を分離してできた脱脂乳から脱脂粉乳を製造した場合、最終製品である脱脂粉乳に仕向けたものとして認定)

【補給金の対象となる乳製品＝特定乳製品】

- ・バター
- ・脱脂粉乳
- ・全脂加糖れん乳
- ・脱脂加糖れん乳
- ・ナチュラルチーズ
- ・生クリーム
- ・濃縮乳
- ・脱脂濃縮乳
- ・全脂無糖れん乳(缶に密封・滅菌されたもののみ)
- ・全粉乳
- ・加糖粉乳
- ・脱脂乳(子牛ほ育用。省令で定める取引方法のもののみ)



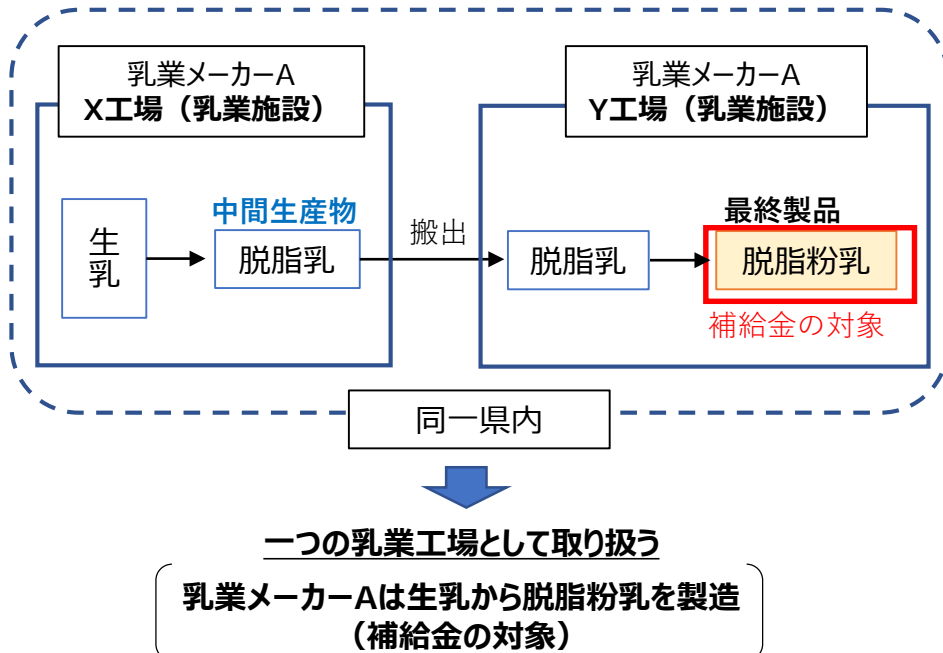
ヒアリング事項：加工原料乳の数量認定の考え方について②

- 加工原料乳の数量の算出は、原則、「乳業メーカー」単位ではなく「乳業工場」単位で、都道府県知事が行うこととしている。
- ただし、「乳業施設（工場）」が分散して存在するような場合もあることから、都道府県知事が数量の算出を行うことを踏まえ、同一都道府県内に存在する複数の「乳業施設（工場）」について一定の要件※を満たした場合には、一つの「乳業工場」として取り扱うこととしている。

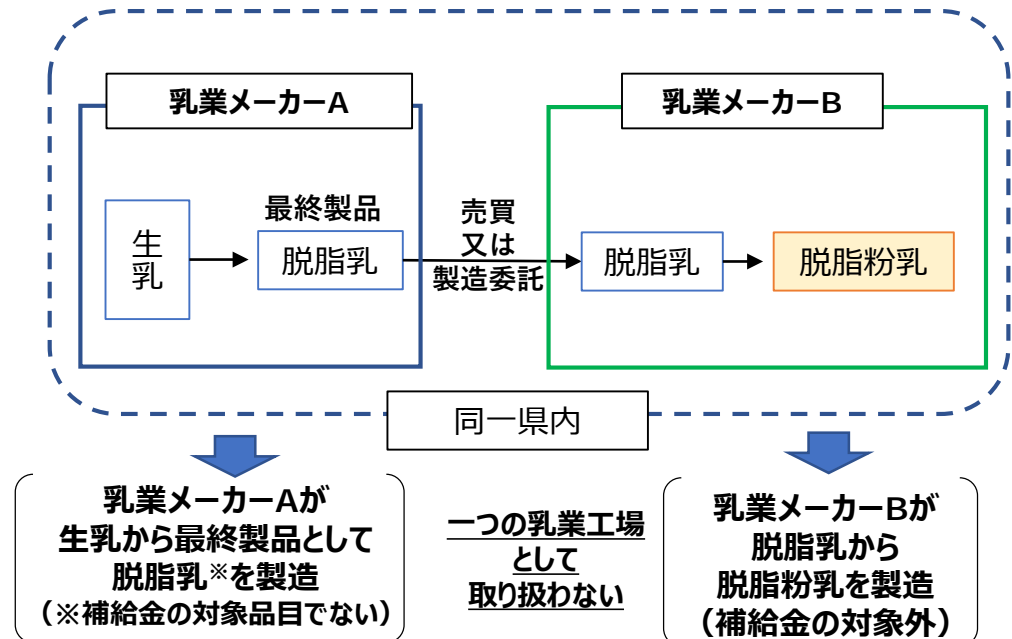
※同一都道府県内に存在する複数の乳業施設を一つの乳業工場として取扱う場合の要件
 (⇒生乳から最終製品が製造されたことが責任をもって管理できること ≡ 実質的に同一の乳業メーカーであること)

- ア 一つ又は二つ以上の乳業施設において生クリーム等の中間生産物を生産し、その大部分を恒常的に特定の中心的乳業施設に送付し、当該中心的乳業施設においてバター等の最終乳製品にしており、製造工程上相互に密接な関連を有していると認められているものであること。
- イ 対象事業者との生乳取引契約の締結等の対外関係において、常に一体として、一つの取引単位として取り扱われていること。
- ウ 組織上工場管理の1単位として取り扱われており、かつ総括責任者が定められていること。

【一連の製造工程が一つの乳業工場で完結しないケース①】 (同じ乳業メーカーの複数の工場の場合)



【一連の製造工程が一つの乳業工場で完結しないケース②】 (乳業メーカーが異なる場合)



ヒアリング事項：加工原料乳の数量認定の考え方について③

(域外の乳業工場へ中間生産物から乳製品への製造を委託した場合の取扱)

- 加工原料乳の数量算出は、都道府県単位で都道府県知事が行う。
- 特例として、法令に基づき告示で定めるブロック地域内に同一乳業者の乳業工場が複数存在する場合は、これら複数の工場を1つの工場（広域乳業工場）とみなして、農林水産大臣が指定する工場が数量の算出を行うこととしている。
- これは、輸送技術の高度化等により生乳流通が広域化し、県域を越えて生乳が輸送される実態が見受けられたことを踏まえて設定された特例である。

畜安法施行令第6条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域

1	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
2	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
3	新潟県、富山県、石川県、福井県
4	長野県、岐阜県、愛知県、三重県
5	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
6	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
7	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
8	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

【一連の製造工程が一つの乳業工場で完結しないケース③】 (同じ乳業メーカーの工場が複数県に存在する場合)

